

岩手県告示第303号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が薬局又は診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成31年4月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 医療機関の名称            | 所在地               | 廃止年月日      |
|--------------------|-------------------|------------|
| 調剤薬局ツルハドラッグ花巻御田屋町店 | 花巻市御田屋町4番34号      | 平成31年1月26日 |
| ホームケアクリニックえん       | 北上市青柳町二丁目5番15号    | 平成31年2月28日 |
| 訪問看護ステーションホームゆりの木  | 一関市川崎町薄衣字町裏42番地11 | 平成30年9月30日 |